令和2年3月18日 長野市緑を豊かにする委員会

保存樹木等新規指定申請箇所について

# 保存樹木・樹林とは

長野市では、「都市の美観風致を維持するための樹木の保全に関する法律」 及び「長野市緑を豊かにする条例」に基づき、まちのシンボル的存在の木を 『保存樹木・樹林』に指定し、市民共通の財産として保全しています。

#### (指定基準)

#### 1 保存樹木

次のいずれかに該当し、健全でかつ樹容が優れているもの。

- (1)1.5mの高さにおける幹の周囲が、1.5m以上のもの
- (2) 高さが 15m以上のもの
- (3)株立ち樹木で、高さが3m以上のもの
- (4)<u>はん登性樹木</u>で、枝葉の面積が30 m以上のもの ※フジ・ツタ・ツル等

#### 2 保存樹林

次のいずれかに該当し、健全でかつ樹容が優れているもの。

- (1) その集団の存する土地の面積が500 ㎡以上のもの(市の条例では300 ㎡以上)
- (2) 生垣をなす樹木の集団で、その長さが 30m以上のもの

#### (指定条件)

指定に当たっては、上記の指定基準と共に、次の条件を満たすことを原則とする。

- (1)景観的に、まちのシンボル的存在の樹木であること
- (2) その樹木が、本来有する樹形を保持していること
- (3) 樹木の良好な維持管理が行われていること
- (4)落ち葉、日照等の問題で、近隣住民に著しく迷惑を掛けていないこと
- (5) 樹幹や枝などが公道・公共用地・民地等へ張り出し、傾くなど危険な状態でないこと。
- (6)公道から望見でき、市民等への公開性があること
- (7)指定後、開発行為等の事由により伐採される可能性がなく、長期に保全できるものであること

(8)樹木医の判断を参考に、健全と判断される樹木であること

(指定件数) ※令和2年3月1日現在

保存樹木 90箇所 135本

保存樹林 68箇所

面積 203.366 ㎡ 生け垣 55m



## 保存樹木等指定申請箇所現場写真

申請者	式内清水神社 氏子総代 岡澤 俊寿		
樹木・樹林の別	樹林		
樹木・樹林の所在地	長野市真島町真島2243-3番地		
申請に係る樹種及び本数 (樹林の場合は主な樹種と面 積)	τヤキ15本、松14本、スギ45本、桜4本、イチヨウ1本 牧地面積3,194㎡		







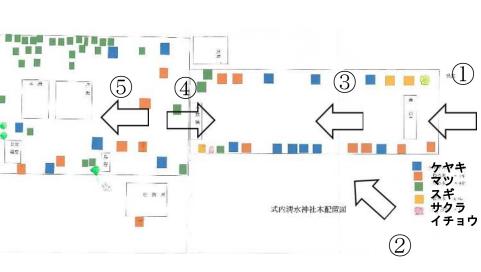




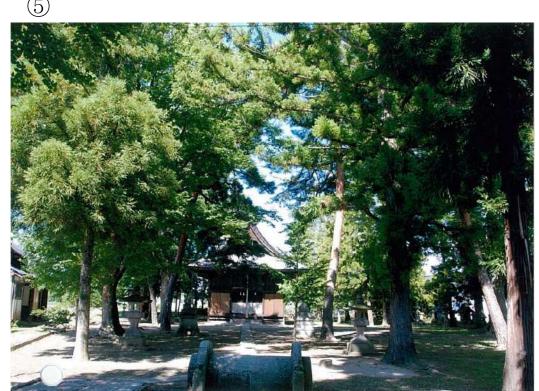












保存樹木・樹林等 現地調査シート					
所有者	式内清水神社    現地確認			現地確認日	3月2日
		申請に係る	——————— 経過		1
区長承認日		令和元年9月9日			
申請日		令和元年9月9日			
現地確認(職員)		令和元年9月9日			
現地確認(大塚委員	1)	令和元年3月2日			
	保	存樹木・樹林等 指	定基準チェック		
指定基準:次のいずれかに該当し、健全でかつ樹容が優れているか。  ② (1)その集団の存する土地の面積が500㎡以上のもの(市の条例では300㎡以上) ② (2)生垣をなす樹木の集団で、その長さが30m以上のもの 指定条件:原則として次の基準を満たしているか。 ③ (1)景観的に、まちのシンボル的存在の樹木であること ② (2)その樹木が、本来有する樹形を保持していること ③ (3)樹木の良好な維持管理が行われていること ② (4)落ち葉、日照等の問題で、近隣住民に著しく迷惑を掛けていないこと ③ (5)樹幹や枝などが公道・公共用地・民地等へ張り出し、傾くなど危険な状態でないこと。 ② (6)公道から望見でき、市民等への公開性があること ② (7)指定後、開発行為等の事由により伐採される可能性がなく、長期に保全できるものであること ② (8)樹木医の判断を参考に、健全と判断される樹木であること					
		樹木等に関す	ること		
区分	指定番号	樹種	樹高(m)	胸囲周(cm)	根元周(cm)
樹林		ヒマラヤスギ、スギ、ケヤキほか	5 <b>~</b> 10	100~400	200~600
・地元資料によると清水神社は下真島、清水の池に鎮座されていたが1720年の犀川 洪水により流失し、その後現在の地に移転している。 ・優先しているのはケヤキとスギであり良好な樹林を形成している。 ・ケヤキは神社参道に沿って植栽されている。植栽年は記録が見当たらず樹齢は不明であるが樹木は壮齢樹であり腐朽も軽微である。 ・本殿周囲のスギにおいては現在良好な樹林を形成している。 ・今後樹木の生育に伴う数年毎の間伐等の維持管理は必要となる。 ・アカマツがムシクイムシ被害によるものと思われる被害で枯死している。景観、安全管理の観点から伐採が必要。 ・国際的な競技大会も開催されるホワイトリングと隣接することもあり、この樹林の存在意義は大きい。					

### 保存樹木・樹林など指定本数経過表

指定状況

箇所数
0
0
1
3
6

10

解除状況

<u> </u>	,	
年度	箇所数	理由
R1	0	
H30	1	倒木(台風21号による)
H29	4	伐採(樹木の老化による・危険防止による・枯死による・区画整理事業による)
H28	2	伐採(樹木の老化による)、倒木(大雪による)
H27	1	伐採(樹木の老化及び敷地造成による)

8

## 指定本数経過 保存樹木

保存樹木			
年度	指定	解除	現状
	7	4	
49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 1 2 3 4	Ó	0 13 0	3 0 3 0 0
51	0 16 0	13	3
52	0	0	0
53	0	0	0
54	12	8	10 13 3 0
55	0	0	0
56	16	6	10
57	20		13
58	8	7 5 4 2 0 2	3
59	4	4	
60	3	2	1
61	5	Ō	5
62	3	2	1
63	4	1	3
1	4	1	3
2	4	1	3
3	4		2
4	4	2 2 0	2
5	1	Ō	1
6	2	Ŏ	2
	9	1	8
8	3	2	1
7 8 9 10	0 12 0 16 20 8 4 3 5 3 4 4 4 4 4 1 2 9	2	1 5 1 3 3 3 3 2 2 2 1 2 8 1 1 3 3 3 3 3 3 5 5 6 6 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7
10	3	Ö	3
	3 4 4 6	1	3
12	4	1	3
13	6	1	5
14	Ö	0	0
15	0	0	Ō
11 12 13 14 15 16	1	Ö	1
	0	0	0
18	Ĭ	Ö	1
19	Ó	Ŏ	Ó
20	1	Ö	Ĭ
21	Ó	Ö	Ò
22	0	Ŏ	Ŏ
23	Ŏ	Ŏ	ŏ
17 18 19 20 21 22 23 24 25 26	Ö	ŏ	0 1 0 1 0 0 0 0 0 1 1 2 0
25	Ŏ	Ŏ	ŏ
26	1	ŏ	1
27		ŏ	2
27 28 29	2 0	0	7
20	1	0	1
23		U	

保存樹林

年度	指定	解除	現状
49	0	0	0
49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 60 61 62 63			
51	0 20 0 3 0 2 2 6 2 2 1 2 1 0 2 1 0 0 2 1 0 0	0 2 0 0 2 0 0 0 3 0 0 0 0 0	0 18 0 0
52	0	0	0
53	0	0	0
54	3	2	
55	0	0	0 2 3 3 2 6 2 2 1 1
<u>56</u>	2	0	2
57	2	0	2
<u>58</u>	6	3	3
59	2	0	2
60	6	0	6
61	2	0	2
62	2	0	2
63	1	0	1
I	2	ı	1
2 3 4 5 6	<u> </u>		
3	0	Ŏ	U
<u>4</u>	1	0	<u> </u>
6	1	0	
7	2	0	9
A S	n Z	0	0 2 1 0 2 0 0
8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28	0	0	ň
10	Ô	ñ	Ö
11	2	ŏ	0 2 2 1 0
12	2	Ŏ	2
13	1	Ŏ	1
14	Ö	Ŏ	Ó
15	1	Ŏ	
16	Ó	Ŏ	1 0
17	1	0	1
18	0	0	0
19	0 2 1 1 0 0 0 0 4 4 4 3	0	0 2 1 1
20	1	0	1
21	1	0	1
22	0	0	0 0 0
23	0	0	0
24	0	0	0
25	0	0	0
26	4	0	4
27	4	0	4
28	3	0	0 4 4 3 0
29	0	0	v
	76	8	68年頁

154 64 90箇所(135本) 76 8 68箇所